

## サッカー国際親善試合日本代表対ブラジル代表戦（10月14日）における注意事項

来る10月14日に、ナショナル・スタジアムに於いて、サッカー国際親善試合日本代表対ブラジル代表戦が実施されます。

シンガポールにおいては、National Emblems (Control of Display) Act 第3条により、公共の場での外国国旗・国章の表示が禁止されており、公共の場で外国国旗・国章を表示した場合、個人に対しては500S\$以下の罰金及び6ヵ月以下の懲役のどちらか又は両方が課されるおそれがあります。

当館から関係当局に照会したところ、チケットにより入場制限がかかっている試合会場であるナショナル・スタジアムは、本法でいう「公共の場」には当たらないと解釈できるとして、ナショナル・スタジアム内において自国の国旗・国章を表示する行為は違法とは見なされない、しかし、スタジアム外の公共の場においてそのような行為は差し控えるべきである旨回答を得ました。

つきましては、特にナショナル・スタジアムへの行き帰り等については、シンガポールの法律に従い、国旗を表示する行為は差し控えていただけますようお願いします。

（参考） National Emblems (Control of Display) Act 第3条（抜粋）

3.(1) No person shall display in public or at or within any school any national emblem.

(2) For the purposes of this section, an emblem shall be deemed to be displayed in public if it is displayed in any road, street, bridge, passage, footway or place over which the public or any class of the public has a right of way or to which the public has access, whether on payment or otherwise, or if it is displayed in such manner as to be visible from any such road, street, bridge, passage, footway or place by any member of the public using the same or being therein.

平成26年9月25日  
在シンガポール日本国大使館